

1. 平成28年度定期審査について

7月11日から12日の2日間にわたり、事務所内各部署、第一工場、阿久和工場の全社で定期審査を受審しました。審査員は2014年から3年続けて当社を担当されており当社の状況をよく理解されていて、文書、記録のチェック、ヒアリングなどにより環境マネジメントシステムの適用範囲が適切か、規格の要求事項に適合しているか、目的・目標の達成状況の確認、有効に機能しているかなど運用状況の確認を受けました。その結果、観察事項2件の指摘はありましたが、適切に実施されているとの評価を受け、無事、認証を継続することができました。事務所、現場で対応された方をはじめ、皆様、お疲れ様でした。審査へのご協力に感謝申し上げますとともに、今後も審査の結果を活かして環境マネジメントシステムの適切な維持管理に努めていきたいと思っておりますので、これからも継続して活動に取り組んでいただきますようお願いいたします。



2. 3R、廃棄物の分類について。

3R（スリーアール）とは、リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3つのR（アール）の総称です。一つめのR（リデュース）とは、物を大切に使い、ごみを減らすことで、例えば、必要ない物は買わない、買い物にはマイバッグを持参するなどです。二つめのR（リユース）とは、使える物は、繰り返し使うことで、例えば、詰め替え用の製品を選ぶ、いらなくなった物を譲り合うなどです。三つめのR（リサイクル）とは、ごみを資源として再び利用することです。例えば、ごみを正しく分別する、ごみを再生して作られた製品を利用するなどです。

当社では、2000年にISO14001認証取得以来、ゴミの分類、分別削減に取り組んできており、当社に新しく入社された方には環境に関する新入社員教育を実施しています。教育では廃棄物の分類についての説明も行っていますが、事務所、第一工場、阿久和工場それぞれで排出される廃棄物が異なり、近年、部署ごとに管理の細かさも差が生じてきている実態があるため、再確認、再徹底の声が出ています。このため、現在、実態の調査、廃棄物分類表の見直し中ですので、各部署のご協力をよろしくお願いします。



3. 維持運用管理について

環境文書の要領の一つに維持・運用管理項目取り決め要領(EP14)があります。今回は、この要領について補足説明をします。当社が環境マネジメントシステムを推進していく上での根本理念である環境方針や毎朝、朝礼で唱和している社憲に「地峡環境改善に寄与」というキーワードがあります。地峡環境改善に寄与するためには当社として何をどうすべきかを決定しなければなりません。その決定のためのプロセスがPDCAの計画段階Pでの各職場における環境側面の洗いだし、環境影響評価、著しい環境側面の決定という流れです。著しい環境側面は当社として地峡環境改善のために重点的に取り組まなければならない項目で、全社で8の著しい環境側面が抽出されており、著しい環境側面登録台帳に登録されています。登録された項目は、本来は、目的・目標として実施計画に上げ、年間活動を通してパフォーマンスを評価すべきものですが達成度評価になじまない項目もあります。それらの項目を維持管理項目として一覧表にまとめ、目的目標除外理由を明確にして定期的に監視・測定を実施し環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理してことにしています。

また、運用管理項目は著しい環境側面ではないが、当社として環境のために維持、監視していく必要があると認めた項目、例えば電気、ガソリン、廃棄物排出量、コピー・用紙量、消耗品などで、毎月実績データを収集、集計して前年対比、推移など実績管理を行っています。

維持・運用管理項目一覧表には項目、監視測定頻度、担当部署等が記載されていますので一度目を通して理解をしていただければと思います。

4. 廃棄物処理法のマニフェスト(産業廃棄物管理)制度について

先ごろ、愛知県で産業廃棄物処理業者による廃棄冷凍カツの横流し問題が発生したことがありました。本来はごみとして処分されるはずであった食品が「格安品」として大量流通し、健康被害にもつながりかねない悪質極まりないことですが、これには法の抜け穴ではという問題がありました。それは産業廃棄物処理法でのマニフェスト制度運用上の問題です。産業廃棄物は排出事業者が責任を持って処分することが義務付けられています。しかし、産廃の処理は専用の設備なども

必要ですし、収集・運搬も自社でやるよりも専門業者に委託したほうが早いので、許認可を受けた産廃業者に頼むこととなります。産廃業者に委託した場合、排出事業者が最終処分までをきちんと確認することを義務付けているのがマニフェスト制度です。産廃は通常次のような流れで処分されます。

排出事業者 収集運搬事業者 中間処理事業者 収集運搬事業者 最終処分場
マニフェストは複写式の伝票で排出事業者が収集運搬事業者に引き渡すときに発行し、産廃と一緒に流れていきます。そして各事業者が処理完了時、それぞれ必要な内容を記入し、排出事業者に戻します。これにより排出事業者はどこまで産廃の処理が進んだかを確認することができます。しかし、処理を行った事業者の処理内容に嘘があっても排出業者が見破ることは困難です。横流しをした業者は「全て堆肥として処理した」と虚偽報告をしていたそうです。マニフェスト制度は自己申告(性善説)に基づいているのです。そうした問題に対応するために排出事業者に処分場での現地確認を義務付ける規定もあるのですが、努力義務であるため強制力はなく、現地確認をしても専門の捜査機関でもない限り虚偽を見破ることは困難です。この事件では、悪意ある産廃業者に対して現行の廃棄物処理法が無防備なことがあらためて示されました。法の抜け穴を悪用する罪は厳しく裁かれるべきですが、不正をしようと思えば可能な仕組みを温存しては、根絶は難しいと思われます。罰則強化を含む再発防止の仕組み作りが急務です。監視の目が行き届かないところで、嘘で繕い、平然と不正をはたらく・・・最近発覚した都知事、地方県議会、市議会議員の政治資金の公私混同、不正利用も同じ法の抜け穴、体質によるものなのではないでしょうか。もうけや効率優先の職業倫理、税金の使途に関わる公僕使命感の破綻を深刻に受け止める必要があります。



5. 余話

先日のニュースで、米マサチューセッツ工科大学(MIT)の研究チームが南極のオゾンホール縮小を初めて確認し、フロン規制の効果が実る「歴史的快挙」と報じていました。フロンガスがオゾン層への脅威になることが警告されたのは1974年のことで、フロンは当時、スプレー用のガスや冷蔵庫の冷媒として広く利用され、大気中に急速に蓄積されていきました。地上で使われたフロンが大気中を上昇して成層圏に達すると、強烈な紫外線により分解されて塩素原子が生じます。塩素原子はいずれ大気に吸収されます。大気が塩素を吸収する能力には限りがあるため、残った塩素原子が大量のオゾン層を破壊してしまうのです。成層圏のオゾン層は、太陽からの有害な紫外線を吸収して地上の生態系を保護しておりオゾン層が失われると地上に届く紫外線が増え、ヒトや動物の皮膚がんが増加する可能性があります。1980年代、大気中のオゾン濃度は急激に低下していき、1987年にフロンの製造と使用が強力に規制されるようになると、オゾン濃度の急激な低下はなくなったが、濃度は低いままでした。

南極上空には毎年オゾンホールができています。南極の冬である8月にオゾンホールはできはじめ、その大きさは10月にピークに達しますが、近年は、オゾンホールの面積が1200万平方キロメートルを超える時期が遅くなっていることが明らかになっています。このスピードはオゾンホールの成長を示す明確な指標であり、遅いことはオゾンホールが縮小していることを示しているそうです。研究チームは、オゾンホールは以前より400万平方キロメートル以上も小さくなり深さも以前より浅くなっているとみており温暖化などの大きな環境問題にも希望はあるといえます。

